

○小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例施行規則

平成30年3月29日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例（平成7年小諸市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施策等の推進)

第2条 条例第4条に規定する施策は、小諸市総合計画に掲げる次に定めるものとする。

- (1) 人権意識の高揚に関すること。
- (2) 同和教育の推進に関すること。
- (3) 同和対策の推進に関すること。

(審議会の所掌事務)

第3条 条例第8条に規定する審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別等あらゆる差別をなくす施策の推進について審議するものとする。

(令5規則29・一部改正)

(審議会の組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱する。

- (1) 部落解放運動団体代表者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 人権擁護委員代表者
- (5) 識見を有する者
- (6) 市民

3 前項第6号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(審議会委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(審議会会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、審議会の会議において必要があると認めたときは、関係者の出席を求める、説明又は意見を聴くことができる。

(書記等)

第9条 審議会の書記は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、人権政策課において処理する。

(補則)

第11条 審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。